

## 地域公共交通会議委員

問 経営企画課 ☎ 56-0600

HPを見る 記事ID 6468

本市では、住民の生活に必要な公共交通(リニモ・路線バス・N-バス・タクシー)の確保、利便性の向上を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため地域公共交通会議の委員を3人程度募集します。

任期 委嘱の日から2年間

応募資格 18歳以上75歳未満の市内在住者(市職員と公職選挙法による公職者および市の附属機関の委員は除く)

応募方法 4月19日(金)までに経営企画課窓口および市HPにある申込書に、必要事項を記入し、小論文(「長久手市の公共交通に求めること」を800字以内)とあわせて提出。郵送可(消印有効)。

選考・結果通知の方法 選考委員会による審査後、応募者全員に結果を文書で通知します。女性委員も積極的に登用します。

## 住宅耐震化事業

問 都市計画課 ☎ 56-0622

HPを見る 記事ID 11356

南海トラフ地震など大規模地震の発生が危惧される中、本市では、「安心で安全なまちづくり」を推進するため、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建てられた住宅に対し、次の耐震化事業を今年度も実施します。

### 1 木造住宅無料耐震診断事業

旧耐震基準木造住宅(在来軸組構法および伝統構法の戸建て、長屋、併用住宅および共同住宅)に対し、無料で耐震診断員を派遣します。

### ② 木造住宅耐震改修費補助事業

市が実施する木造住宅無料耐震診断で判定が1.0未満と診断された住宅、または愛知県建築住宅センター実施の木造住宅耐震診断の結果、得点が80点未満と診断された住宅を1.0以上とする耐震改修工事に対し、最大100万円まで補助します。

### 3 非木造共同住宅耐震改修促進事業

耐震性に不安のある旧耐震基準非木造共同住宅の耐震診断費の補助。

また耐震診断の結果、安全な構造でないとして判定された共同住宅を耐震性のある建物に改修する設計費および改修費の一部を補助します。

### ④ 木造住宅耐震シェルター整備費補助事業

地震発生時における木造住宅の倒壊等から避難弱者である高齢者、障がい者の生命を守るため、旧耐震基準木造住宅に耐震シェルターの整備に要する費用の一部を最大30万円まで補助します。

### ⑤ 木造住宅除却費補助事業

旧耐震基準木造住宅の除却工事に要する費用の一部を最大20万円まで補助します。

申 4月8日(月)9:00から都市計画課窓口および市HPにある申込書を都市計画課窓口または郵送で提出。先着順。郵送可ですが、原則窓口での申込を優先。郵送の場合は、受付開始日時以降に電話で事前予約のうえ郵送。なお、数字に○がついている事業は、既に市

の木造住宅無料耐震診断を受け、耐震化が必要と判定されたもののみ受付します。

## ブロック塀等撤去費補助事業

問 都市計画課 ☎ 56-0622

HPを見る 記事ID 11864

ブロック塀等の倒壊による市民の命、身体および財産を地震による災害から保護するため、市内に存し道路等に面するブロック塀等を撤去する費用の一部を最大20万円まで補助します。

申 4月8日(月)9:00から都市計画課窓口および市HPにある申込書を都市計画課窓口または郵送で提出。先着順。郵送可ですが、原則窓口での申込を優先。郵送の場合は、受付開始日時以降に電話で事前予約のうえ郵送。

## 農村環境改善センター管理部署変更

問 子ども未来課 ☎ 56-0615

たつせがある課 ☎ 56-0602

HPを見る 記事ID 4950

本市では、農村環境改善センターの多目的広場(グラウンド)に上郷保育園、上郷児童館、児童発達支援センター、地域交流施設等の複合施設を整備予定です。整備工事実施に伴い、安全に配慮しながら工事を実施するため、4月より管理課をくらし文化部たつせがある課から子ども子ども未来課に変更します。

## 平成31年度土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

問 税務課 ☎ 56-0609

HPを見る 記事ID 9839

時 4月1日(月)~5月31日(金)  
8:30~17:00(土日祝日除く)

場 税務課

対 市内に所在する土地または家屋の固定資産税の納税者またはその代理人

## お知らせ

### くらし環境

## 平成31年度 固定資産課税台帳の閲覧

問 税務課 ☎ 56-0609

HPを見る 記事ID 9840

時 4月1日(月)以降の8:30~17:00  
(土日祝日および年末年始除く)

場 税務課

対 固定資産税の納税義務者、借地・借家人、代理人など

¥ 5月31日(金)まで無料、それ以降は1件200円

持 本人確認書類

※所有者本人および同居の親族以外の人が閲覧する場合および納税義務者が法人の場合は、委任状

※借地人、借家人などの場合は、賃貸借契約書など権利関係を証明する書類